

ふるさとの森第 2 号地について

1. 指定の範囲と方向性

- ・ふるさとの森第 2 号地として指定を進める範囲は、日和田山から物見山方面へ至る奥武蔵自然歩道の沿線である高指山周辺とする。（裏面の図参照）
- ・高指山無線中継所跡地を含む約 2 万平方メートルの範囲での指定を目指す。
- ・ふるさとの森第 1 号地（日和田山）は、その全域が市所有地となっているが、ふるさとの森の指定に当たり所有権の取得は必須ではないため、第 2 号地については、高指山無線中継所跡地を除き、市が取得しない方向で調整する。

2. 高指山無線中継所跡地

- ・高指山無線中継所跡地（約 5,000 平方メートル）は、都内の不動産会社により売物件として扱われていた。市が誇る自然環境や景観の保全のほか、遠足の聖地として周知している区域に大きな影響を及ぼしかねない状況であったことから、令和 3 年度における取得に向けて準備を進めている。